

古代の日本海と伯耆国宗形神社

瀧音能之

I 問題の所在

山陰地方という言葉からわたくし達が受ける一般的な印象は何かしら暗鬱なもの、というのがいつわらざるところではなかろうか。それは中国山地をはさんで対峙している山陽地方と比較するとき一層、明白なものとなる。こうした印象は単に山陰地方にのみとどまるものではなく、日本海側の諸地域全般についていえることであろう。一時は太平洋側を「表日本」と呼ぶのに対して日本海側を「裏日本」と称する奇妙ではあるが案外、人々を納得させてしまう不思議な呼称が平然となされていた。このような現代における一般的な感覚が、それ以前の時代についても同様に受け入れられるかという点、これはそう簡単には結論づけられない問題である。

本稿でとりあげる伯耆国宗形神社は古代からその存在を確認できる神社であり、現在は米子市に所在している。所在地から明らかなように山陰地方の古社といえる。山陰地方は、かつて山陰道と称された地域にほぼ合致するが、当時の宗形神社の様相をとらえようとするとき、先に述べたような現代の一般的感覚では把握しきれないものがある。特に近年は、日本海を西から東へ流れる対馬海流を媒介とした古代人の積極的な活動が注目されてきており、こうした視点には見逃せないものがある。宗形神社の場合、同音の宗像神社が福岡県にみられ、「ムナカタ」といえばむしろ福岡県の方が著名であることを考慮するならば、一層、対馬海流の影響を無視することはできないであろう。実際、宗形神社は胸形神社とも宗像大明神とも称しており、福岡県の宗像神社との関係については追求される必要性があると思われる。本稿で伯耆国宗形神

社をとりあげる理由のひとつは、こうした対馬海流を媒介とした古代の日本海沿岸地域の状況を探る糸口としたい、という点にある。

また、いまひとつの理由としては神社分布に対する批判的検討を試みたいということがあげられる。現在、わたくし達の周囲には大小さまざまな神社が数多く存在している。それらの中には「八幡さま」と俗称される八幡宮や「お稲荷さん」と親しまれている稲荷神社などのようにどこの地域にでも大体みることのできる神社も含まれている。また、社名は異なっても祭神が同一のものである場合も多い。こうした同一の社名をもつ神社や、祭神を等しくする神社について、わたくし達は意外と単純に本社と末社という関係でとらえてはいないであろうか。この点についてはすでに白山神社を例とした下出積与博士の論究¹⁾がみられ、研究の指針が与えられている。こうした批判的検討は白山神社以外の神社についても必要なことと思われる。特に創建が古代にまでさかのぼることが確認できる同一社名の神社の場合、そのことが強くいえる。それは、原田敏明氏が指摘されたように²⁾、古代においては一般的に本社・末社の関係は成立しないと推測されるからである。こうした視座に立つとき、「ムナカタ」の社名をもつ神社は興味深い検討対象といえることができる。現在、「ムナカタ」という呼称を社名に含む神社は、全国におおよそ90社を数えるとされている³⁾。そして、その中で最も由緒が古く、人々に著名なものは福岡県に鎮座している宗像神社である。そのため、現在では全国の「ムナカタ」神社はすべて福岡県の宗像神社を本社と仰ぐ末社のような印象がもたれ、延いてはこうしたことが原初形態でも同じであったかのように思わ

れがちである。しかし、このような姿を本来のものとするには疑問が残る。福岡県の宗像神社の創建に関しては『古事記』や『日本書紀』に記載がみられるが、いま、『古事記』によって天安河における天照大御神と建速須佐之男命との宇気比の条をみるならば、

故尔各中_三置天安河_一而。宇気布時。天照大御神先_レ乞一度建速須佐之男命所_レ佩十拳釵_一打_三折三段_一而。奴那登母々由良_迹
此八字以_音。下_音。此。振_三滌天之眞名井_一而。佐賀美迹_迹迎美而。
自_レ佐下六字以_音。下_音。此。於_三吹棄氣吹之依霧_一所_レ成神。御名多紀理毗賣命。_{此神名以_音。}
亦御名謂_三奥津嶋比賣命_一。次市寸嶋_一比賣命。亦御名謂_三狭依毗賣命_一。次多岐都比賣命。_{三柱。此神⁴⁾以_音。}……〈中略〉

(傍線引用者。以下同じ。)

とあり、さらに上記の三女神について、

多紀理毗賣命者坐_三智形之奥津宮_一。次市寸嶋比賣命者坐_三智形之中津宮_一。吹田寸津比賣命者坐_三智形之辺津宮_一。此三柱神者。智形君等之以伊都久三前大神者也⁵⁾。

と記載している。このことから、宗像神社には三女神が祀られており、祀る主体は智形(胸形・宗像)君らであったことが窺われる。つまり、宗像三女神は本来、宗像氏の氏神であったと規定することができる。宗像氏は周知のようにかつての宗像郡一帯を拠点としていた著名な古代地方豪族である。その地域は現在の福岡県宗像郡を中心とした北九州一帯に相当する。したがって、宗像三女神の信仰圏も本来的にはそうした地域に限定されると考えられる。しかし、すでに述べたように現在、各地には多くのミムナカタミ神社が存在しており、さらにその中には創建が古代にまでさかのぼるものも何社かみられる。本稿でとりあげる伯耆国宗形神社もその中の一社である。こうみてるならば、当然、これらの古社と福岡県の宗像神社との関係があらためて問われるであろう。

いままで述べた二つの視点をふまえ、以下、伯耆国宗形神社についての私見を提示してみたい。

II ミムナカタミを社名に含む古社

伯耆国宗形神社についてふれる前に、ここではその前提として古代にまでその創建がさかのぼるミムナカタミ神社について整理しておくことにする。具体的には、10世紀の初めに成立した『延喜式』の神名帳に記載がみられる延喜式内社と、『日本書紀』から『日本三代実録』にいたるまでの六国史に記載がみられるのにもかかわらず、先の神名帳には載らなかった国史見在社とを中心としてとりあげることにする。

まず、延喜式内社であるが、福岡県の宗像神社も当然のことながらこれに刻当する。すなわち、『延喜式』神名帳の筑前国宗像郡をみるならば、

宗像神社三座_{並名⁶⁾補大}

とあり、名神大社の扱いを受けている。これ以外の各地の延喜式内社とはいうと、大和国城上郡に1社、記載がみられる。

宗像神社三座_{並名⁶⁾月次}

とあるのがそれであり、この大和国宗像神社は元慶4年(880)3月27日に初めて官社に列せられている⁸⁾。また、翌5年10月11日の段階ですでに神階が従一位に昇っており、勲位も八等を受けている⁹⁾。これらのことはいずれも六国史の最後を飾る『日本三代実録』から窺い知れることであるが、この両条で注目したいのは、筑前国宗像神社の扱いが前者と後者とでは異なっていることである。すなわち、前者では「同神別社」として扱っているのに対して、後者では「筑前国本社」というように筑前国宗像神社を本社と明記している。この相違は興味深い点であるが、以前に一度、ふれたことがある¹⁰⁾のでここではあらためてくり返さない。

次に、神名帳の尾張國中島郡をひらくと、宗形神社の記載がみられる¹¹⁾。尾張国宗形神社は3座ではなく、1座であり、このことから祭神は三女神というように区別されてはおらず、宗形神とされていたと思われる。なお、この神社は金剛寺本神名帳には「貞」の注記がなされていることから、『貞観式』の段階ですでに官

社として扱われていたと推測されている。

また、伯耆国には智形神社が延喜式内社として姿をみせている。すなわち、神名帳の伯耆国会見郡に、

會見郡二座^並

智形神社 大神山神社¹²⁾

とあるのがそれである。当社については、節をあらためて述べるが、『日本文徳天皇実録』斉衡3年(856)8月5日条に、

伯耆國伯耆神。大山神。國坂神並加。正五位下。倭文神。宗形神。大帯孫神並從五位上¹³⁾。

とみられ、伯耆国の他の諸神と共に叙位にあずかり從五位上となっている。

次いで、備前国には赤坂郡¹⁴⁾と津高郡¹⁵⁾とに各々一社、記載がみられる。神名帳の記載は共に「宗形神社」となっており、小社の扱いを受けている。

以上がムナカタミの名称をもつ延喜式内社である。続いて国史見在社についてみていくことにする。まず、目に入るのは山城国の宗像神社である。当社については『日本三代実録』貞観12年(870)11月17日条に、

近。葛野鑄銭所。宗像。櫛谷。清水。堰。小社五神。奉。鑄銭所新鑄銭¹⁶⁾

と記されている。これによれば、当社は櫛谷神社以下の四社と共に葛野の鑄銭所によって鑄造された新銭を奉納されており、奉納の理由としては鑄銭所との距離の近さがあげられている。さらに、当社については六国史ではないが、『百鍊抄』にも記載がみられる。すなわち、同書の仁治2年(1241)8月7日条をみるならば、

今夜丑刻。櫛谷宗形兩社焼亡。御躰同焼失了。是松尾末社也¹⁷⁾。

とあり、櫛谷社と共に社殿・神体が焼失している。また、このときには宗形・櫛谷の兩社は松尾神社の末社になっていることも察せられる。さらに、同じく『百鍊抄』の寛元2年(1244)3月26日条には、

被。行。軒廊御卜。松尾社司注。三進「云」去正月廿七日辰時近邊山顛落大井河塞潰之

間末社宗像社鏡石頽落事¹⁸⁾

と記載されている。これは禁中において軒廊御卜がおこなわれた記事であり、おこなった理由とはいうと、松尾神社の社司が正月二十七日に近辺の山がくずれて大井河を塞潰し、末社である宗像社の鏡石が頽落したと注進してきたことによる、と記されている。この宗像神社は明治10年(1877)に松尾神社の摂社となり、現在にいたっている。

次いで、『日本三代実録』貞観13年(871)4月3日条には、

授。下総國正五位下意富比神正五位上。石見國從五位下大歳神。大原神並從五位上。山城國正六位上澄水神。市河神。出羽國利神。伯耆國勝宿称神。石見國霹靂神。國府中神。肥前國宗形天神並從五位下¹⁹⁾。

というように諸神の昇叙がみられ、肥前国の宗形天神社も正六位上から從五位下に叙せられている。さらに、当社は貞観15年(873)9月16日に從五位上に昇叙されている²⁰⁾。

国史見在社としては最後に、安芸国の伊都島宗形小専神社があげられる。すなわち、『日本三代実録』貞観9年(867)10月13日条に、

授。安藝國從四位下伊都岐嶋神。速谷神並從四位上。從五位上安藝都彦神正五位下。正六位上生石神從五位上。正六位上伊都嶋宗形小専神。楹櫃神並從五位下²¹⁾。

とみえ、正六位上から從五位下に昇叙されている。

いままで延喜式内社と国史見在社とについてみてきたが、この節のしめくくりとしてもう1社とりあげておくことにする。それは長門国の宗像神社である。この神社は、『延喜式』神名帳にも六国史にも姿をみせていないが、『日本紀略』寛平3年(891)8月28日の叙位記事に、

授。伊勢國正五位「以」下堀坂神。丹生内神。丹生外神。並從四位下。上野國從三位勲七等貫前神正三位。長門國從五位下宗形神從五位上。正六位上饗尋神。傍野神。並從五位下²²⁾。

とあって、從五位下から從五位上となっている。

当社は現在ではその所在すら明らかではないが、延喜式内社や国史見在社と同様に、たしかにその創建が古代にまでさかのぼることが確かめられる古社といえる。

以上、ミムナカタミを社名にもつ神社で、創始の年代が古代にまでさかのぼるものについてみてきた。本来ならば、これらの諸社の各々とかつての筑前国宗像神社、つまり、現在の福岡県宗像神社との関係を追求めていかなくてはならないが、総合的な検討は後日の課題として、本稿では前節で述べた問題意識に沿って伯耆国宗形神社をとりあげ、以下、私見を提示してみたい。

III 伯耆国宗形神社の位置と環境

伯耆国宗形神社は、現在、鳥取県米子市宗像に所在している。国鉄山陰本線米子駅から南東およそ2キロメートルのところであり、神社の前は国道180号線が走り、その東方には日野川が美保湾に向かって北流している。さらに、そのかなたには大山をはるかに遠望することができる。神社の背後は丘陵地となっていて、のちにあらためてふれるが古墳群が確認されている。現在、宗形神社の周囲には水田が広がっており、すっかり内陸の景観を示している。もっとも、現在の社地は弘治2年(1556)に尼子晴久によって移されたものであり、それ以前の当社は現在地の北方330メートルの宮ノ谷に鎮座していた

ともいわれる²³⁾。また、近世にはこの辺りは宗像村と称しており、『伯耆志』によれば、村の西にある禁山が宗形神社の旧社地である、と述べられている²⁴⁾。しかし、いずれにしても内陸に鎮座していたという点にはかわりがない。こうした地理観は、図1からも明かなように米子市の北方に長く延びる弓ヶ(夜見ヶ)浜の影響によるところが大きい。たしかに、弓ヶ(夜見ヶ)浜は現在では完全に陸地化しており、米子市から境港市までは国鉄境線が通っており、さらに、境港市は境水道大橋によって島根県の島根半島と連結している。したがって、中海と美保湾とは弓ヶ(夜見ヶ)浜によって分断された様相を呈している。

ところが、この弓ヶ(夜見ヶ)浜は、かつては陸ではなくて島であったと推測され、そのため米子市の辺りまで海岸線が入っていた時期があったと考えられる。このことは、図2にもみられるように宗像の北方に長砂町という地名が残っていることから推察される。長砂町の一帯は近世には長砂村といわれており、『伯耆志』には、

長砂村境内に船塚又カヤ島と呼びて田土の中に小丘あり宗像神の船其所に泊りしと云へり²⁵⁾

という興味深い伝承が載せられている。

弓ヶ(夜見ヶ)浜の地形の変化を文献によって細かにあつづけることは困難であるが、少な

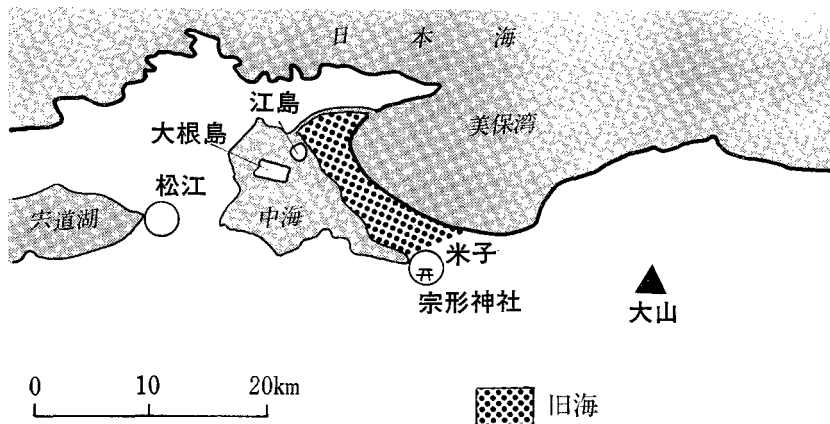


図1 米子市宗形神社周辺の地理的環境



1:50,000

図2 宗形神社の位置

くとも八世紀初頭には島であったことが次のことから確認できる。すなわち、天平5年(733)に成立した『出雲国風土記』をみると、意宇郡の著名な国引の条に、

亦高志之都都乃三崎矣 國之餘有耶見者國之餘有詔而 童女胸鉏所 取而 大魚之支太衝別而 波多須々支穂振別而 三身之綱打挂而 霜黑葛間々耶々爾 河船之毛々曾々呂々爾 國々來々引來縫國者 三穂之埼持引綱夜見嶋 堅立加志者 有 伯耆國 火神岳是也²⁶⁾

とある。これは八束水臣津野命が国引をして出雲の国土を拡大したという伝承の一部であり、この中で国を引いた綱となったのが夜見島とされている。この夜見島が現在の弓ヶ(夜見ヶ)浜に相当する。夜見島は綱の役割にあてはめられていることから判断して、当時においてもすでに細長かったと思われるが、島とあることから明白なように現在のような陸続きではなかつ

た。この夜見島については、同じく『出雲国風土記』の島根郡の蜈蚣島の条にも、
即自 此嶋 達 伯耆國郡内夜見嶋 磐石二里許 廣六十歩許 乘馬猶往來 鹽滿時 深二尺五寸許 鹽乾時者 已如 陸地²⁷⁾

とみえる。蜈蚣島とは現在の江島のこととされる²⁸⁾。図1からもわかるように江島は現在、東部に埋立地ができ、周囲が約4キロメートルあるが、『出雲国風土記』では周囲約3キロメートルと記されている。この島から伯耆国の夜見島に至るまでには岩盤が続いていて、その長さは約1キロメートル、幅は約100メートルほどであった。海の深さは満潮のときでも72センチメートルで、乾潮のときにはまるで陸地ようになるくらい浅く馬で往復できた、とあることから当時においても往来があったと思われる。いずれにしても、夜見島は現在の境港市あたりから線状に延びた島であったとして大過ないであろう。

では、夜見島がどの辺まで延びていたかということが問題となる。この点については『伯耆国風土記』逸文の粟島の条がひとつの手がかりになると思われる。すなわち、

伯耆国風土記日 相見郡 々家西北有 餘戸里 有 粟嶋 少日子命時 粟莠實離 々 即載 粟彈 渡常世國 故云 粟嶋 也²⁹⁾

とあるのがそれである。粟島は現在の米子市彦名町の粟島に該当する。この粟島については『出雲国風土記』の意宇郡の条にも、

粟嶋 有 椎松多年木³⁰⁾ 宇竹眞前等葛

と記されている。このことから、現在の彦名町の辺りは、『出雲国風土記』が成立した8世紀初頭には島であったことが理解できる。

こうしたことを考慮にいれるならば、夜見島は粟島の北方までと規定してよいであろう。このことは、現在の米子市の付近が海岸線であったことを意味している。したがって、8世紀初

頭の中海は夜見島と粟島とによって外海である日本海からさえぎられているのにもかかわらず、外海との交通は現在よりはるかに自由であったといえる。つまり、米子市から安来市を経て島根半島に至る地域は8世紀初頭には大きな港を形成していたと把握して大過ないであろう。

一方、宗形神社は、すでにみたように斉衡3年(856)に従五位上に叙せられており、このことから9世紀の半ばにはその存在を確認することが可能である。しかし、文献的にはこれ以上さかのぼることができず、創建年代については厳密にいうならば不詳ということになるが、9世紀半ば以前であることは疑いがない。さらに、宗形神社の周辺には古墳が多くみられ、特に宗形神社の背後に存在している9基の古墳と国道180号線を隔てた北方の丘陵にみられる18基とを総称して宗像古墳群と称している。さらに、神社背後の9基のうち3基は前方後円墳であり、北方丘陵の18基のうちの1基もまた、前方後円墳の形状を示している。これらの古墳から時期的には後期古墳群とみなされている³¹⁾。こうした古墳と宗形神社とを短絡的に結びつけることは、もとより危険なことではあるが、少なくともこの地が古墳時代からひらかれていたことを示すのには十分であり、宗形神社の創始にも何らかの関係を持っているとみてよいのではなかろうか。

以上のようなことから、宗形神社の創建年代それ自体は未詳ながら、神社が創始された頃には現在の米子市の辺りが海岸線であり、したがって、宗形神社も内陸ではなくて海岸部に鎮座していたとして大過ないであろう。

IV 伯耆国宗形神社と筑前国宗像神社

伯耆国宗形神社、つまり、いままで検討を加えてきた米子市宗形神社と筑前国宗像神社とは共に「ムナカタミ」という呼称に共通点がみられる。そして、すでに述べたように「ムナカタミ」を社名に持つ神社の中では筑前国宗像神社、現在の福岡県宗像神社が最も古い。したがって、宗像神社との関係を検討することは欠かすこと

のできない要素といえるであろう。

福岡県宗像神社の祭神はいわゆる宗像三女神であり、のちに詳述するが宗像海人の崇敬を受けた神であり、海上交通神として信仰されてきた。一方、米子市宗形神社の祭神はというと、田心姫命・湍津姫命・市杵島姫命であり、宗像三女神に他ならない³²⁾。さらに、相殿神として経津主命・武甕槌命・日本武命・上筒男命・中筒男命・底筒男命・菅田別命・伊弉諾命・伊弉册命・大靈命・素盞鳴命・大国主命の12神を、合祀神として倉稻魂命・天児屋根命・天太玉命・猿田彦命・鈿女命・阿蘇彦命・阿蘇姫命・保食命・月読命の9神を祀っている³³⁾。しかし、宗形神社の祭神については、近世にまでさかのぼるとすでにあやふやになってしまう。というのは、『伯耆志』によれば、祭神は田心姫命・湍津姫命・市杵島姫命の三女神で、経津主命・武甕槌命・日本武尊の3福を合祭している³⁴⁾。合祭の3神については、

舊く別社有しか天文八年八月の洪水に流れしより今の如くすと云へり³⁵⁾

と合祭の由来を述べている。しかし、『伯耆民談記』によれば、

祭る所の神は、天ノ稚彦命なり、此命は天照大神の勅使として下界に降臨し玉ひぬ、大己貴命の姫下照姫を娶り、名無雉を射殺し給ふ、依之大己貴命の神糸に入り給ふ也³⁶⁾、

とあって、天稚彦命が祭神となっている。さらに古代にさかのぼると、先にみたように『延喜式』神名帳には「智形神社」として、1座の扱いになっており、それはすでに斉衡3年の叙位記事に「宗形神」となっていることなどを考え合わせると、おそらくは宗形神が祭神であったと推測される。

このように、祭神の点に関しては宗形神社のそれをいまひとつ明確にすることができず、したがって、宗像神社との関係を追求することは困難であるといわざるを得ない。そこで、視点をかえて対馬海流を媒介として、両社の関連を考えてみることにする。周知のように日本海に

は暖流である対馬海流が西から東へと流れている。この海流に乗った海人の活動の歴史は古く、なかでも筑前国宗像郡の一带を拠点とした海人、つまり、宗像の海人は特に知られている。宗像の海人は先にも述べたが宗像三女神を崇拝していた集団であり、彼らを統率していたのが宗像君である。この宗像の海人の中でもさらに、筑前国宗像郡の金埼を根拠地としていた海人集団の活動は注目する必要があると思われる。ここを拠点とした海人は早くから対馬を経て朝鮮半島へと進出していたようであり、その時期は13世紀にまでさかのぼることができる、と指摘されている⁸⁷⁾。さらに、対馬敵原の曲・長門向津具半島の大浦・能登の輪島などの海人は金埼の海人から派生したものであるともいわれている。これらの中でもとりわけ能登の輪島の海人との関係は興味深い。なぜなら、両者を関連づける手段はまさしく対馬海流であり、本稿で問題にしている伯耆国宗形神社は金埼と能登とのほぼ中間に位置するからである。

金埼の地については8世紀の半ばころには港として整備されていたと推測される。それは『続日本紀』神護景雲元年(767)8月4日条に、
筑前國宗形郡大領外從六位下宗形朝臣深津授。外從五位下。其妻无位竹生王從五位下。並以_レ被_レ僧壽應誘_レ造_レ金埼船瀬_也⁸⁸⁾。

とあることによる。これは、宗形(像)郡の大領であった宗形(像)朝臣深津が僧侶の寿応の誘いに応じて妻の竹生王と共に金埼の船瀬を造築した功によって叙位にあずかった記事である。したがって、神護景雲元年(767)にはすでに港としての金埼が文献に登場している。また、この地には上八貝塚がみられ縄文土器の鐘崎式土器が出土している。さらに、古墳時代後期に出雲の東部を中心として盛行する石棺式石室は、九州において早くからみられる横口式家形棺の系譜をひいている、という指摘もなされている⁸⁹⁾。もとより、これは金埼の地と出雲とを直接的に結びつけるものではないが、金埼にも関連していると推測することは十分に可能であろう。これらの点をふまえると、金埼の辺りは縄文時代

あたりから集落がほぼ継続的に営まれており、古墳時代にはここを拠点とした海人の活動がなされていたと想定できる。

また、筑前国と伯耆国との間にある出雲国に着目するならば、島根半島の東部および西部にそれぞれ海人の分布を想定できる⁴⁰⁾。西部については、『出雲国風土記』の出雲郡の条に、

凡北海所_レ在雜物 如_レ楯縫郡說_レ 但鮑出雲郡尤優 所_レ捕者所_レ謂御埼海子是也⁴¹⁾

とあり、鮑を捕獲していた御埼の海子の記載がみられ、海人の存在が確認できる。また、東部には、直接、海人の記載はみられないが、『出雲国風土記』から窺われる地形や海産物の分析を通して海人の一大根拠地があったと考えられる。表1は『出雲国風土記』の中から海産物の

表1 出雲国の漁獲地

合計	神門	出雲	楯縫	秋鹿	島根	意宇	郡名
8	0	0	0	0	8	0	浜
35	0	8	3	3	19	2	島
1	0	0	0	0	1	0	渡
1	1	0	0	0	0	0	水海
45	1	8	3	3	28	2	計

捕獲可能な場所を抽出したものである。したがって、各郡の浜や島の総数を示したものではない。島根半島の東部は島根郡に相当するが、表1をみると明らかなように捕獲場所が他の郡とは比較にならないほど多い。もとより、表1は場所数を示したもので量をあらわしたものではないが、捕獲場所が合計45ヶ所に対して島根郡は28ヶ所を占めており、全体の62.2%に及んでいる。このことはやはり、島根郡における漁獲量の多さをも肯定せざるを得ないであろう。そして、これらの捕獲可能な場所には当然、海産物を獲る人々、つまり、海人集団がいたと考えられる。したがって、島根半島の東部である島根郡にも海人の一大根拠地があったと推定して大過ないと思われる。こうした海人の分布はす

べて『出雲国風土記』の分析によって得られたものであるから、厳密にいうならば、これらの分布は『出雲国風土記』が成立した8世紀初頭の状況を反映しているといわなければならない。しかし、海人の存在および彼らの活動については、それ以前にさかのぼってとらえることが許容されるであろう。こうした状況において、宗像の海人と出雲の海人との間に対馬海流を媒介とした交流があったと考えることは自然である。

また、島根半島の東部に海人の拠点があったと仮定して大過なければ、隣接する伯耆国との関係があらためて問題となってくる。すでにみたように、現在の弓ヶ(夜見ヶ)浜は8世紀初頭以前においては島であった。そして、そのころの中海と美保湾とは今のように分断されてはおらず、かなり自由に船が入り出できたことと推定される。このことは、現在の米子市から安来市および島根半島にかけての一带が中海を共通基盤とする同一生活圏を形成していたことを想定させる。米子市は現在、鳥取県に所属し、律令制下においては伯耆国に入っていたのに対して、安来市から島根半島にかけては、島根県下であり、古代には出雲国に属していた。このように中海を囲む地域は現代においても古代においても行政管轄の境界となっている。しかし、現代を例にしてもこうした境界に生きる人々の日常生活が、行成レベルでの区画とはまた異なった次元で営まれているであろうことは想像に難くない。古代においては、現代よりもこうしたことはもっと強くいえる場合が多いと思われる。

また、すでに引用したが、『出雲国風土記』の意宇郡の国引の条には、出雲国の地名に混じって夜見島や大山といった伯耆国の地名をみることができる。また、同じく意宇郡の島の記載のところには伯耆国の粟島が姿をみせている。こうしたことは一般的に考えると不可解といわざるを得ない。『出雲国風土記』といえ、出雲国内の諸状況を記したものであり、したがって記載される地名も原則として出雲国内のものに限られるからである。もとより、他国の地名が全くみられないわけではないが、それは神や

人などが他国と交渉を持った際の説明として使用されるのであって、夜見島・大山・粟島のようにあたかも出雲国内の地名のように用いられることは通常、考えられない。これらの地名の混入については稿をあらためて考えるつもりであるが、おそらくはよくいわれるように、律令制以前において出雲地域の勢力が夜見島・粟島から大山にかけての地域にまで及んでいたことを反映としている、としてよいであろう。

以上のようなことをふまえると、中海の周囲の地域は少なくとも8世紀初頭以前には同一生活圏にあってかなり自由な交通がみられたと想定してよいであろう。こう考えると、対馬海流に乗った宗像の海人が島根半島の東部を経て、当時、海岸線になっていた米子市の辺りにまで入ってきたと推測することは十分に可能である。宗形神社の創建の時期および由来については直接的に追求することは困難であるが、その起源をいままで検討してきたような宗像の海人の活動を背景としてとらえることはひとつの仮説として成立するものと思われる。つまり、対馬海流に乗った宗像の海人が港としての立地を備えた現在の米子市付近に入ってきて居住するようになり、自分たちの信仰対象を祀ったのが宗形神社の起源であると推定することができよう。したがって、筑前国宗像神社と伯耆国宗形神社との関係は、本社と末社というのではなくて同神別社と理解することが妥当と思われる。

V 結 語

伯耆国宗形神社をとりあげ、古代の日本海における海人の活動状況、筑前国宗像神社との関連性などについて検討を試みた。結果はいずれも、推測に推測を重ねたものとなってしまったが、古代における海人の積極的な活動状況を窺うことはできた。また、筑前国宗像神社と伯耆国宗形神社は同神別社と規定し得た。本稿の目的は一応、終えたわけであるが、残された問題も多い。まず、宗形神社の創建の年代であるが、上限は9世紀半ばであり、下限は古墳時代と幅が広い。おそらくは律令制以前にさかのぼると

思われるが憶測の域をでない。また、宗形神社の周辺に地名などとして安曇がみられることを篠弘道氏に御教示いただいたが、この点についてもふれ得なかった。宗像の海人と共に海人の双壁ともいえる阿曇の海人のことをふまえるならば検討しなければならない点であろう。篠氏の御寛恕をお願いする次第である。また、本稿はあくまでも伯耆国宗形神社と筑前国宗像神社との関係について追求したものであり、ミムナカタミを社名に持つ神社の分布批判という視座からみるならば、ひとつの個別事例を提示したものである。ミムナカタミを呼称とする神社分布の全体的把握についても今後、努めたいと思う。これらの残された問題を後日の課題として心に留め、諸賢の御教示を願いつつひとまず擱筆することとする。

(尚美音楽短期大学)

〔注〕

- 1) 下出積與「神社分布の歴史的性格—白山神社を中心として—」(井上薫教授退官記念会編『日本古代の国家と宗教 上巻』吉川弘文館, 1980)295~318頁。
- 2) 原田敏明『神社』至文堂, 1966。
- 3) 『宗像神社史』下巻』1966, 282~786頁。
- 4) 『古事記』(新訂増補国史大系 17~18頁)
- 5) 『古事記』(新訂増補国史大系 19頁)
- 6) 『延喜式 前篇』(新訂増補国史大系 314頁)
- 7) 『延喜式 前篇』(新訂増補国史大系 192頁)
- 8) 『日本三代実録』元慶四年(880)3月27日条(新訂増補国史大系 473頁)
- 9) 『日本三代実録』元慶5年(881)10月16日条(新訂増補国史大系 505頁)
- 10) 拙稿「宗像氏と大和国宗像神社」明治大学大学院紀要, 19(4)文学編, 1982。
- 11) 『延喜式 前篇』(新訂増補国史大系 219頁)
- 12) 『延喜式 前篇』(新訂増補国史大系 287頁)
- 13) 『日本文徳天皇実録』斉衡3年(856)8月5日条(新訂増補国史大系 83頁)
- 14) 『延喜式 前篇』(新訂増補国史大系 300頁)
- 15) 『延喜式 前篇』(新訂増補国史大系 301頁)
- 16) 『日本三代実録』貞観12年(870)11月17日条(新訂増補国史大系 279頁)
- 17) 『百鍊抄』仁治2年(1241)8月7日条(新訂増補国史大系 189頁)
- 18) 『百鍊抄』寛元2年(1244)3月26日条(新訂増補国史大系 203頁)
- 19) 『日本三代実録』貞観13年(871)4月3日条(新訂増補国史大系 286頁)
- 20) 『日本三代実録』貞観15年(873)9月16日条(新訂増補国史大系 329頁)
- 21) 『日本三代実録』貞観9年(867)10月13日条(新訂増補国史大系 223頁)
- 22) 『日本紀略』寛平3年(891)8月28日条(新訂増補国史大系 538頁)
- 23) 『式内社調査報告 第19巻』(皇学館大学出版部, 1984)1, 186頁。
- 24) 『伯耆志』(名著出版, 1972復刻)280頁。
- 25) 注24)
- 26) 『風土記』(日本古典文学大系 101・103頁)
- 27) 『風土記』(日本古典文学大系 138頁)
- 28) 加藤義成『修訂出雲国風土記参究』(今井書店, 1981)220~222頁。以下、蜈蚣島の条の説明は加藤氏の注釈を参考にした。
- 29) 『風土記』(日本古典文学大系 480頁)
- 30) 『風土記』(日本古典文学大系 120頁)
- 31) 『鳥取県史 第1巻 原始古代』鳥取県1972, 239~245頁。
- 32) 『式内社調査報告 第19巻』(皇学館大学出版部, 1984)1, 186頁。
- 33) 注32)
- 34) 『伯耆志』(名著出版, 1972復刻)278頁。
- 35) 『伯耆志』(名著出版, 1972復刻)279頁。
- 36) 『伯耆民談記』(名著出版, 1972復刻)72頁。
- 37) 『国史大辞典 第1巻』吉川弘文館, 1979, 282~283頁。
- 38) 『続日本紀』(新訂増補国史大系 344頁)
- 39) 山本清「山陰地方の特性」(『新版考古学講座 5 原史文化(下) 古墳文化』雄山閣, 1979)71頁。
- 40) 拙稿「古代出雲の海人集団の分布について」史報3, 1981。
- 41) 『風土記』(日本古典文学大系 198頁)

Considerations on the Japan Sea and the Munakata Shrine of the Kuni
(Region) of Hoki in the Ancient Period

Yoshiyuki TAKIOTO

During recent years, some reconsideration has been given to the role of the Japan Sea in the Ancient period. In this article, the author attempts an analysis of one aspect of the ancient Japan Sea coast, in order to contribute to considerations of this kind, as well as to examine historically the distribution of shrines. A particular object of study is the Munakata Shrine now located in Munakata, Yonago-shi, Tottori Prefecture.

By the beginning of the tenth century, this shrine had already received mention in the Engi-shiki (Engi era code regarding juridical thought and practices in Japan in the ninth century). On the other hand, should one today mention the Munakata Shrine, one would actually be referring to the Munakata Shrine of the *kuni* of Chikuzen, the present Fukuoka Prefecture. The Munakata Shrine of Fukuoka Prefecture is the chief shrine heading some ninety Munakata shrines scattered all over Japan. But the relationship between the Munakata shrines of Chikuzen and Hoki, respectively, in the Ancient period when there was no relationship between head and branch shrines, requires our special consideration.

The author concludes that these two shrines were independent places of worship dedicated to the same deity. The Munakata Shrine of Chikuzen was a place of worship for those workers who were based in the surrounding area and earned their living from the sea. The maritime activities of these people ranged as far as Noto Peninsula and Korea; thus, in the Kofun period, they had relations with the eastern part of Izumo. The Munakata Shrine of Hoki was located at an area adjacent to the eastern part of Izumo, and the maritime people of Chikuzen were probably easily able to reach this area. Hence the origin of the Munakata Shrine of Hoki had to be a shrine dedicated to their deity by the maritime people hailing from Chikuzen who came to be settled in Hoki.